

#### (労働金庫代理業に係る内部規則等)

第十九条の十九 労働金庫代理業者は、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による説明商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

#### (労働金庫代理業者の密接関係者)

第十九条の二十 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める労働金庫代理業者と密接な関係を有する者は、当該労働金庫代理業者の所属労働金庫の特定関係者（銀行法第十一条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該労働金庫代理業者の子会社を除く。）とする。

#### (顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第十九条の二十一 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫代理業者が不当に取引を行うことを条件として

、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

(所属労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの)

第十九条の二十二 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、所属労働金庫が銀行法第十三条の一ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

(労働金庫代理業に係る禁止行為)

第十九条の二十三 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は  
、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三 顧客に対し、労働金庫代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不當に、法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不當に利用して、労働金庫代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属労働金庫に対し、労働金庫代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(特定労働金庫代理行為)

第十九条の二十四 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める預金は  
、当座預金とする。

(特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等)

第十九条の二十五 特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代

理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。) の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の業務取扱時間は、業務の都合により延長することができる。

3 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の業務取扱時間については、第一項の規定は適用しない。

4 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第十九条の二十六 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 特定労働金庫代理行為に係る業務（第四号において「業務」という。）の全部又は一部を休止する

営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第九十五条第一項又は銀行法第二十六条第一項の規定により所属労働金庫が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者の休日に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日ににおける現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所において

その業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

（所属労働金庫の廃業等の掲示）

第十九条の二十七 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

（労働金庫代理業に関する帳簿書類）

第十九条の二十八 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、労働金庫代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属労働金庫ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 労働金庫代理勘定元帳 作成の日から十年間

三 労働金庫代理業に係る顧客に対して行つた法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(労働金庫代理業に関する報告書の様式等)

第十九条の二十九 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による労働金庫代理業に関する報告書は、労働金庫代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十一号により作成した財産に関する調書及び收支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 労働金庫代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に労働金庫代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十条の二の規定により当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管

轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該労働金庫代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）及び厚生労働大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 労働金庫代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 金融庁長官等及び厚生労働大臣は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした労働金庫代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、その許可をした労働金庫代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該労働金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十条の二の規定により当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局

長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属労働金庫の説明書類の縦覧）

第十九条の三十 労働金庫代理業者は、その所属労働金庫が銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属労働金庫の事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 労働金庫代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する労働金庫代理業者以外の労働金庫代理業者にあつては、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））及び厚生労働大臣又は都道府県知事の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 労働金庫代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付し

て金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 4 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした労働金庫代理業者が第一項の規定による総覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(廃業等の届出)

第十九条の三十一 銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可の効力に係る承認の申請等)

第十九条の三十二 法第八十九条の三第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に

適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 法第八十九条の三第一項の許可を受けた日から六月以内に労働金庫代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に労働金庫代理業を開始することができると見込まれること。

三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について労働金庫代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

(所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第十九条の三十三 所属労働金庫は、労働金庫代理業者に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 労働金庫代理業者及びその労働金庫代理業の従事者に対し、労働金庫代理業に係る業務の指導、労働金庫代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
- 二 労働金庫代理業者における労働金庫代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、労働金庫代理業者が当該労働金庫代理業の業務を的確に遂行しているかを検証

し、必要に応じ改善させる等、労働金庫代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 労働金庫代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、労働金庫代理業者との間の委託契約及び労働金庫代理業再委託者と労働金庫代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

四 労働金庫代理業者が行う法第八十九条の三第二項第一号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五 労働金庫代理業者に所属労働金庫から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七 労働金庫代理業者の営業所又は事務所における労働金庫代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

八 労働金庫代理業者の労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の廃止にあたつては、当該営業所又は

事務所の顧客に係る取引が所属労働金庫の事務所、他の金融機関、他の労働金庫代理業者等へ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

## 九 労働金庫代理業者の労働金庫代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、労働金庫代理業再委託者が労働金庫代理業再受託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、同項の規定中「労働金庫代理業者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、「労働金庫代理業」とあるのは「再委託を受けて行う労働金庫代理業」と読み替えるものとする。

### （労働金庫代理業者の原簿の記載事項）

第十九条の三十四 所属労働金庫は、当該所属労働金庫に係る労働金庫代理業者に関し、銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

### 一 労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名

二 労働金庫代理業者が法人であるときは、その代表者の氏名

三 労働金庫代理業の内容

四 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称又は所在地

五 法第八十九条の三第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属労働金庫に係る労働金庫代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 労働金庫代理業再委託者 当該労働金庫代理業再委託者が再委託を行う労働金庫代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

二 労働金庫代理業再受託者 当該労働金庫代理業再受託者が再委託を受ける労働金庫代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 銀行法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、所属労働金庫の無人の事務所とする。

第二十一条に次の二項を加える。

- 2 労働金庫代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、労働金庫代理業に関する報告書その他この命令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出する場合において、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。
- 3 労働金庫代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所がある場合にあつては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。
- 第二十一条の次に次の一条を加える。

(労働金庫代理業を行う外国の法人に係る特例)

第二十一条の二 労働金庫代理業を行う外国の法人（労働金庫代理業を行おうとする外国の法人、労働金庫代理業を行う外国の法人を設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該労働金庫代理業を行う外国の法人が銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出することとされる書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出することができる。

2 労働金庫代理業を行う外国の法人がその本国（当該労働金庫代理業を行う外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出することを要しない。

3 労働金庫代理業を行う外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、労働金庫代理業を行う

外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

第二十二条第一項中「金庫」の下に「又は労働金庫代理業者」を、「規定による認可」の下に「又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認」を、「当該認可」の下に「又は承認」を加え、「金融庁長官及び厚生労働大臣等」を「金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣又は都道府県知事」に改め、同条第二項中「認可」の下に「又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認」を加える。

第二十三条第一項中「金融庁長官及び厚生労働大臣等」を「金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長及び厚生労働大臣又は都道府県知事」に改め、「免許」の下に「、許可」を加え、「厚生労働大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に」を「厚生労働大臣若しくは金融庁長官及び厚生労働大臣に」に改め、「対してする申請」の下に「又は令第十条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等」を加える。

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第十九条の九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号、名称又は氏名（以下「この表において「商号等」という。）の変更	一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日	一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものと含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録
役員の変更  一 変更があつた役員の氏名及び役職名  二 就任又は退任年月日	一 理由書  二 法人の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。以下「この表において同じ。」）  三 就任する役員に係る次に掲	

		げる書面 イ 履歴書
ハ 第十九条の七第四号イからチまでのいづれにも該当しない者であることを誓約する書面	一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で行う労働金庫代理業の業務の内容（所属金庫代理業の商号を含む。）	ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
一 理由書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面 三 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属労働金庫が	一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で行う労働金庫代理業の業務の内容（所属金庫代理業の商号を含む。）	

		ある場合には、その距離を記載したもの。)
四 営業開始年月日	五 業務取扱時間及び休日	
四 設置した営業所等の間取図 (防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。)	五 顧客情報管理体制及び顧客の財産と労働金庫代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面	
一 名称及び変更前の所在地	二 変更後の所在地	三 変更年月日
四 営業時間及び休日	理由書	

		営業所等の名称の変更
	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	理由書
所属労働金庫の変更	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日 三 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	一 理由書 二 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
イ 当該所属労働金庫の名称 一 新たに所属労働金庫から委託を受けることとなつた場合 二 新たに所属労働金庫から委託を受けることとなつた場合	一 理由書	

	<p>□ 当該委託を受けて労働金庫代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ハ 当該営業所等で行う労働金庫代理業の業務の内容</p> <p>ニ 当該委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>二 新たに労働金庫代理業再委託者から再委託を受けることとなつた場合</p> <p>イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>	<p>には、当該委託契約書の写しとなつた場合には、当該再委託に係る委託契約書の写しがなくなつた場合</p> <p>四 所属労働金庫から委託を受けた場合</p>

ハ 当該再委託を受けて労働金

庫代理業を行う営業所等の名

称、所在地

二 当該営業所等で行う労働金

庫代理業の業務の内容

ホ 当該再委託を受けた業務を

開始する年月日

三 所属労働金庫から委託を受け  
なくなった場合

イ 当該所属労働金庫の名称

ロ 当該所属労働金庫のために

労働金庫代理業の業務を行つ

ていた営業所等の名称及び所

五 労働金庫代理業再委託者か

らの再委託を受けなくなつた

場合

イ 業務廃止までの日程を記

載した書面（顧客情報管理

の取扱い等を含む。）

ロ 業務廃止後の措置を記載

した書面（顧客情報管理の

取扱い等を含む。）

他に當む業務の種類の変更	
一 開始又は廃止した業務の種類	<p>ハ 業務を廃止した年月日 在地</p> <p>四 労働金庫代理業再委託者からの再委託を受けなくなつた場合</p> <p>イ 所属労働金庫の名称</p> <p>ロ 当該所属労働金庫のために労働金庫代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ 当該労働金庫代理業再委託者の商号等</p> <p>二 業務を廃止した年月日 在地</p>
一 理由書	

	二 開始又は廃止年月日	二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方
名	一 新たに他の法人の常務に従事することとなつた場合 イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 主たる営業所等の所在地 ハ 業務の種類	理由書 法を記載した書面
	二 労働金庫代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなつた役員の氏	

本 変更年月日

二 他の法人の常務に従事しないこととなつた場合

イ 当該他の法人の商号又は名

称

ロ 当該他の法人の主たる営業所等の所在地

ハ 労働金庫代理業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなつた役員の氏名

三 現在常務に従事している他の

法人の商号又は名称、主たる営

			業所等の所在地及び業務の種類に変更があつた場合には、当該
		四 変更年月日 変更の内容	
子法人等の業務の内容	一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の役員の代表者の氏名 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容	理由書	
10			

	労働金庫代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の変更	五 変更年月日
	一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称	理由書
	二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所	
	三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名	
	四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法	

		人等の子法人等の業務の内容
労働金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更	五 変更年月日	
	一 新たに事業を営む場合には、当該事業の種類	理由書
労働金庫代理業の業務の内容及び方法の変更	二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類 三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容 四 変更年月日	
た書類	一 理由書 二 変更後の労働金庫代理業の業務の内容及び方法を記載し	

三 労働金庫代理業の業務の内

容及び方法を記載した書類の  
変更箇所の新旧対照表

別表第三（第十九条の三十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
労働金庫代理業を廃止したとき	廃業年月日	<p>一 理由書</p> <p>二 法人であるときは、労働金庫代理業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p> <p>三 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>四 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>

		分割により労働金庫代理業の全部の承継をさせたとき
	一 承継先の商号	一 理由書
一 譲渡先の商号又は名称	二 分割年月日	二 分割契約書
	三 承継会社の登記事項証明書 (これに準ずるものと含む。)	三 承継会社の登記事項証明書 (これに準ずるものと含む。)
一 理由書	四 労働金庫代理業の全部の承継をさせることが決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この表において同じ。)の議事録	四 労働金庫代理業の全部の承継をさせることが決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この表において同じ。)の議事録
五 分割の手続を記載した書面		

		二 謹注年月日
		二 謹注契約書
		三 法人の登記事項証明書（これに準ずるもの）を含む。以下この表において同じ。）
死亡年月日		四 労働金庫代理業の全部の譲渡することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
亡したとき		五 事業譲渡の手続を記載した書面
	一 当該労働金庫代理業者である個人の除籍簿の謄本	
	二 労働金庫代理業者である個人が死亡した後の措置を記載	
		したとき

			した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
労働金庫代理業者である法人が合併により消滅したとき	一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法 四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 合併の手続を記載した書面	一 理由書 二 合併契約書 三 法人の登記事項証明書	
労働金庫代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 破産手続開始の申立てを行つた年月日 二 破産手続開始の決定を受けた年月日	一 裁判所が破産管財人を選定したことの証する書面 二 破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	
年月日			

労働金庫代理業者である法人が

解散年月日

一 理由書

合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき

二 清算人に係る登記事項証明

書（これに準ずるもの）を含む。

三 清算人による解散後の措置

を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

同業種別報 | 叩々迄母 「(5)事務所の状況」 や 「(5)事務所等の状況」 に於く、直報書迄母

代 理 店	店舗外現金自動設備

はな、直報書迄母の欄に記載せよ。

(記載上の注意)

1. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 適宜地区別等に区分して記載すること。

同業種別報 | 叩々迄母の欄に記載せよ。

(記載上の注意)

1. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

同業種別報 | 叩々迄母の欄に記載せよ。

ハ. 労働金庫代理業者数の推移

前 年 度 末	当 年 度 末

二. 当年度新規労働金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者について記載すること。

ホ. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前 年 度 末	当 年 度 末

合 計	

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

労 働 金 庫 代理業者名	當 業 所 は 事 務 所 名	開 設・廢 止 年 月 日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

販売部は販売部又は「(5)事務所の状況」又は「(5)事務所等の状況」とある、販売部又は「

合計	( )	( )
代理店		

」  
」  
」

とある、販売部又は販売部上の状況や次のもの

とある。

(記載上の注意)

1. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 適宜地区別等に区分して記載すること。

記載欄に該用印又は監査上の憑據や他の印を捺す。

(記載上の注意)

- 1・労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2・開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

記載欄に該用印又は監査上の憑據や他の印を捺す。

八、労働金庫代理業者数の推移

前 年 度 末	当 年 度 末

二、当年度新規労働金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者について記載すること。

ホ. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前 年 度 末	当 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

労 働 金 庫	営 業 所	開設・廃止

代理業者名	又 事務所名	は 年 月 日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

販売業者と販売元との開設・廃止の件数を記載すること。

3. 店舗外現金自動設備、労働金庫代理業者及び労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又

は事務所については、その数を欄外に注記すること。

販売業者と販売元との「II 事務所の概況」又「II 事務所等の概況」に記載すること。

別紙様式様十印様一の二一記載する所欄又次の如くに於ける。

3. 店舗外現金自動設備、労働金庫代理業者及び労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に注記すること。

別紙様式様十印様一の二二「II 事務所の概況」及「II 事務所等の概況」に於ける。

別紙様式様十印の二の次に次の回数を加へる。

## 別紙様式第十一号（第十九条の四第六号及び第十九条の二十九第一項関係）

(日本工業規格 A 4)

財産に関する調書（年月日）

年月日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価額	摘要
資 産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計 (A)		
負 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計 (B)		
(A) - (B)		

## (記載上の注意)

- 1 この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき

算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあつては、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額}$$

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ + \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第十二号（第十九条の十関係）

労 働 金 庫 代 理 業 者 許 可 票  
労 働 金 庫 代 理 業  
許可番号 金融庁長官( ) 第 号  
(財務(支)局長)  
(労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名)  
(所属労働金庫の名称)

(記載上の注意)

- 1 「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。）第89条の3第3項に規定する所属労働金庫をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、すべての所属労働金庫の名称を記載すること。
- 2 法第89条の4に規定する金庫等が労働金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により労働金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第13条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第89条の3第1項の許可を受けず労働金庫代理業を行うことができる者にあつては、「労働金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第13条第1項の規定により法第89条の3第1項の許可を受けず労働金庫代理業を行う者である旨を表示すること。

別紙様式第十三号（第十九条の二十九第一項関係）

（日本工業規格 A 4）

労働金庫代理業に関する報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 労働金庫代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における労働金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

- 3 所属労働金庫等

所属労働金庫名  委託契約 年 月 日	労働金庫代理業 再委託者名		労働金庫代理業の業務の内容  再委託契約年月日

（記載上の注意）

- 1 「所属労働金庫名」欄は、当期末現在における所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。以下同じ。）第89条の3第3項に規定する所属労働金庫をいう。）の名称を記載すること。
- 2 「労働金庫代理業再委託者名」欄は、労働金庫代理業再委託者（法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて労働金庫代理業を行うときに限り、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び労働金庫代理業の許可番号を記載すること。
- 3 「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、所属労働金庫のために行う労働金庫代理業の業務の内容を記載すること。
- 4 使用人の状況

	使用者
総 数	名

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

2 「使用者」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

#### 5 事務所の状況

名称	所在地	所属 労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容

(記載上の注意)

1 「所属労働金庫名」欄及び「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属労働金庫のために労働金庫代理業を営むときは、当該所属労働金庫ごとに記載すること。

2 適宜地区別に区分して記載すること。

#### 6 労働金庫代理業の実施状況

##### (1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	流動性預金				定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	うち当座預金		口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属労働金庫ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所 属 労働金庫名	流動性預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	うち当座預金		件数	件数	件数	件数
合 計						

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第 89 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属労働金庫ごとに記載すること。

## (2) 貸出金関係

### ①代理

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属労働金庫ごとに記載すること。

### ②媒介

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
		( )	( )	( )		
		( )	( )	( )		
合 計		( )	( )	( )		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第 89 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属労働金庫ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の( )には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第 19 条の 7 第 1 項第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

## (3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 労働金庫名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第 89 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結

の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

2 「媒介」欄は、当期中における法第 89 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所 属 労働金庫名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属労働金庫（労働金庫代理業再委託者（法第 94 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する労働金庫代理業再受託者をいう。）にあつては、労働金庫代理業再受託者）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第十四号（第十九条の二十九第一項関係）

(日本工業規格 A 4)

労働金庫代理業に関する報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(記載上の注意)

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

1 許可年月日及び許可番号

(記載上の注意)

労働金庫法（以下「法」という。）第 89 条の 4 に規定する金庫等が労働金庫代理業を行う場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により労働金庫代理業を行う者である旨を記載すること。

2 労働金庫代理業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における労働金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属労働金庫等

所属労働金庫名	労働金庫代理業 再委託者名		労働金庫代理業の業務の内容
	委託契約 年月日	再委託契約年月日	

(記載上の注意)

- 「所属労働金庫名」欄は、当期末現在における所属労働金庫（法第 89 条の 3 第 3 項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 「労働金庫代理業再委託者名」欄は、労働金庫代理業再委託者（法第 94 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて労働金庫代理業を行うときに限り、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び労働金庫代理業の許可番号を記載すること。
- 「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、所属労働金庫のために行う労働金庫代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役 員	うち非常勤		使 用 人	計
		名	名		
総 数	名	名	名	名	名

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	使用人	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内 容

(記載上の注意)

1 「所属労働金庫名」欄及び「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属労働金庫のために労働金庫代理業を営むときは、当該所属労働金庫ごとに記載すること。

2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 労働金庫代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	流動性預金				定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	うち当座預金		口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属労働金庫ごとに記載すること。

②代理

(単位：件)

所 属 労働金庫名	流動性預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数

合 計			
-----	--	--	--

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第89条の3第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属労働金庫ごとに記載すること。

## (2) 貸出金関係

### ①代理

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属労働金庫ごとに記載すること。

### ②媒介

(単位：千円、件)

所 属 労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
		( )	( )	( )		
		( )	( )	( )		
合 計		( )	( )	( )		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第89条の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属労働金庫ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の( )には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第19条の7第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

### (3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 労働金庫名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第 89 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における法第 89 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位:千円)

所 属 労働金庫名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属労働金庫（労働金庫代理業再委託者（法第 94 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する労働金庫代理業再受託者をいう。）にあつては、労働金庫代理業再受託者）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。

（労働金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項を削る。

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第三条 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

九 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

十 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

第五条に次の二号を加える。

十三 第九十四条第二項において準用する銀行法第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十一第一項において適用する場合を含む。）

十四 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

第八条に次の一号を加える。

七 第九十四条第二項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中労働金庫法施行規則第十六条の二第一項第五号ニの改正規定、第十六条の三第三号ハの改正規定、第十七条の改正規定 平成十九年三月三十一日

(労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、平成十八年四月一日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。